

岩国市重要文化的景観

内装の改修等のための費用を助成します

生活生業支援補助金

城下町由来の生活生業の継承と歴史的建造物の保存活用を目的とし、
岩国城下町地区において生活生業の創出や継承を図る者等に対して助成を行います。

対象地域

重要文化的景観の選定区域のうち、岩国市景観計画において指定された横山重点地区及び岩国重点地区

対象業種

日本標準産業分類による情報通信業、卸売業、小売業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業又は医療、福祉

①岩国城下町歴史的建造物利活用促進事業

対象者 歴史的建造物（昭和25年以前の建築）において内装工事を行う者

対象経費 歴史的建造物において居住（賃貸含む）又は対象業種の事業を営むための内装費用
※裏面「対象となる工事」参照

補助率・助成限度額	補助率	対象費用の3分の2	
	助成限度額	(1)重要な構成要素	… 800万円
		(2)景観重要建造物	… 650万円
		(3)修繕対象物件	… 400万円

※岩国重点地区に隣接する岩国三丁目の歴史的建造物も対象です。

②岩国城下町店舗魅力向上事業

対象者 1年以上対象業種の事業を営んでいる者

対象経費 店舗の内装費用 ※裏面「対象となる工事」参照

補助率・助成限度額	補助率	対象費用の2分の1
	助成限度額	80万円

※①以外の建築物（昭和26年以降の建築）が対象です。

③岩国城下町空き家空き店舗活用事業

対象者 3か月以上空き家又は空き店舗の状態が継続している建築物を活用して対象業種の事業を開始するための内装工事を行う者

対象経費 店舗の内装費用 ※裏面「対象となる工事」参照

補助率・助成限度額	補助率	対象費用の2分の1
	助成限度額	80万円

※①以外の建築物（昭和26年以降の建築）が対象です。

まずは錦帯橋課までご相談ください。

お問い合わせ・申請先 〒740-8585 岩国市今津町1-14-51（岩国市役所4階）
岩国市文化スポーツ振興部 錦帯橋課 世界遺産推進室 電話 0827-29-5107



対象となる工事

内装に係る費用であって、次の工事にかかるもの

- (1)床材、壁材、天井材の張り替え、塗装等工事 (2)風呂、トイレ、洗面所、台所の改修工事（②③は店舗専用トイレ、洗面所が対象） (3)厨房の改修工事（冷蔵庫、食器洗浄機等の備品は対象外） (4)ボイラー、空調機を取替え工事 (5)照明、配線、音響等の電気工事 (6)商品陳列棚、テーブル、椅子の据付け工事（移動可能なものを除く） (7)バリアフリー化工事



- ・補助対象経費の総額が30万円未満の場合は対象外です。
- ・申請前に着工しているものは対象外です。必ず事前に申請してください。
- ・その他補助の対象とならない工事が 있습니다。申請前にご相談ください。

対象外事業者・店舗

次の事業者は対象外となります。

- ・岩国市に対して、納付義務のある税及び料を滞納している者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業を行う者
- ・貸金業法第2条に規定する貸金業及び臨時金利調整法第1条に規定する金融機関以外の資金の融通を業とする者
- ・法人にあって会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ・大規模小売店舗立地法第2条第2号に定める大規模小売店舗内に存している者
- ・岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・補助金の交付を受けようとする建築物で宗教活動又は政治的活動を目的とした事業を行っている又は行おうとする者

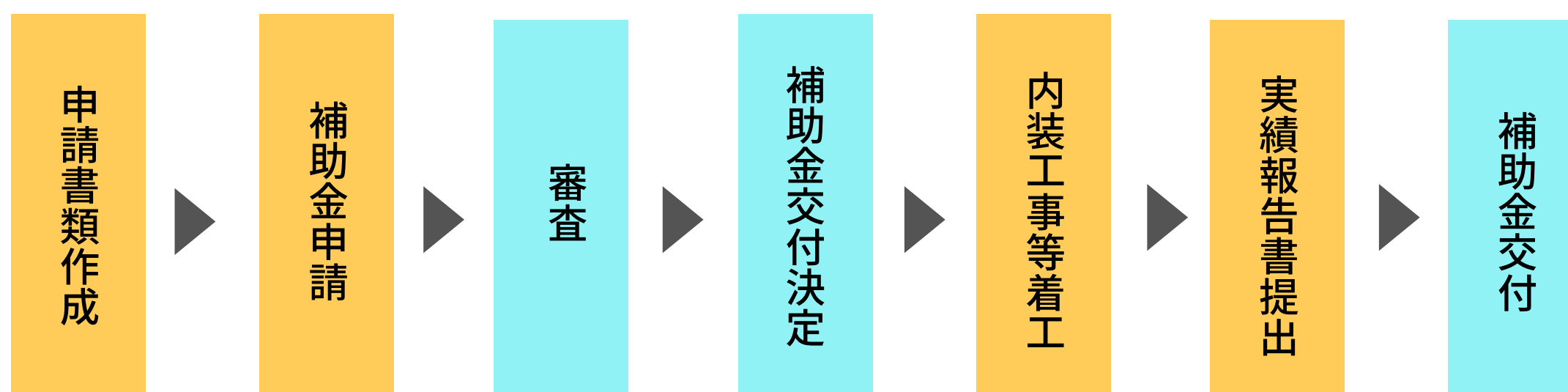
必要書類

- ・申請書
- ・建築物全体及び改装等を行う箇所の写真と図面
- ・工事の見積書の写し
- ・賃貸借契約書の写し（賃貸の場合）
- ・建築物所有者の改装承諾書（賃貸の場合）
- ・相手方登録申出書

※申請書等の様式は錦帯橋課窓口でお渡しできます。

申請の流れ

- ・交付決定には2～3週間程度要します。また、申請前に着手したものは補助対象外です。



その他

- ・予算には限りがあるため、予算額に達した場合受付を終了します。
- ・交付決定を受けた後、工事完了及びその支払い、実績報告書の提出を年度内（3月末日）までに行う必要があります。



この他にも要件があります。
詳細は市ホームページをご覧ください。錦帯橋課へお問い合わせ下さい。

市ホームページ：<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/40/94178.html>

